

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、翌日)

目 次

- ◇ 告 示 相互救済事業に係る平成三年度の経営状況(総務管財課)
保険医療機関等の指定(保険課)
- ◇ 告 示 県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)
土地改良事業の工事の完了(〃)
- ◇ 告 示 保安林の指定の解除予定(森林保全課)
- ◇ 告 報 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(商工指導課)
理容師試験等の平成四年度第二回学科試験の実施(衛生課)

告 示

鳥取県告示第六百六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項

の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る平成三年度の経営状況の通知があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年八月四日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

平成3年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1,227
加入戸数	912,452戸
共済契約金額	3,804,251,267,000円
共済分担金	815,359,824円
罹災戸数	309戸
災害共済金	298,306,548円
復興建築助成戸数	150戸
復興建築助成金	57,542,622円
防火・住宅施設改善助成会員数	213
防火・住宅施設改善助成金	52,388,700円
災害見舞戸数	8,205戸
災害見舞金	179,659,365円
2 収支計算	
(1) 収入	
共済分担金収入	815,359,824円

会館収入	70,246,587円
その他の収入	178,972,827円
当期収入合計(A)	1,064,579,238円
前期繰越収支差額	86,734,128円
収入合計(B)	1,151,313,361円
(2) 支出	
事業費	628,028,002円
管理費	192,903,884円
会館管理費	67,178,465円
特定預金支出	106,734,128円
その他の経費	75,100,528円
当期支出合計(C)	1,064,940,002円
当期収支差額(A)-(C)	▲ 360,764円
次期繰越収支差額(B)-(C)	86,373,359円

鳥取県告示第六百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成四年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社大村薬局西町店	鳥取市西町三丁目一〇一	平成四年七月十五日
坂口内科	米子市尾高町一丁目二	"
歯科吉田医院	米子市和田町一八〇七一	平成四年七月十七日
堀江歯科医院	米子市錦町一丁目二	"
森本外科脳神経外科医院	東伯郡東伯町大字逢東二二一〇	平成四年七月十八日
早田産婦人科クリニック	鳥取市吉方温泉二丁目五〇二	平成四年七月二十四日
宮岡歯科医院	米子市角盤町一丁目一五四	平成四年七月二十七日
水垣内科	鳥取市徳尾一五一一六	平成四年八月一日
安田内科医院	米子市二本木五三九	"
大賀美整形外科医院	米子市米原六九	"
なかくき医院	米子市末広町二六六	"
小坂内科医院	境港市高松町五九七一五	"
坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目一九	"

マブチ歯科医院	鳥取市栄町六六〇―三	〃
今井歯科医院	米子市上後藤四丁目一四―一 九	〃
遠藤歯科医院	西伯郡岸本町吉長四一―四	〃
湯所薬局	鳥取市湯所町二丁目三二四	〃
有限会社サエグ サ薬局	鳥取市片原一丁目二二一	〃
日本クレオソ ト株式会社崎山 薬局	東伯郡東伯町大字徳万三〇三 ―一	〃
有限会社杏林堂 薬局	鳥取市興南町七八	平成四年七月一日
たけし 歯科クリ ニック	境港市外江町一六二五	平成四年七月十五日

鳥取県告示第六百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業大倉地区農業用排水、農道整備及び暗きよ排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年八月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
智頭町	団体営ほ場整備事業奥富沢地区区画整理	平成三年三月三十一日

鳥取県告示第六百六十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字下畑字サコノ平七二三の一二（次の図に示す部分に限る。）七二三の一三、七二五の五八

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

平成4年度第1四半期（4月～6月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成4年8月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成4年度第1四半期内に「出店調整の処理期間」が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間のもの	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合 計
件 数	0	0	2	0	2

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで

- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による届出を行った日（届出を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで

- 2 平成4年6月30日現在の出店調整の処理状況別件数

